

【特定施設入居者生活介護において介護等業務を外部委託している場合の取り扱い】

○介護等業務を外部委託して運営している**特定施設入居者生活介護**の事業所に従事する対象職員については、運営基準上、外部委託可能であるため、本手当の対象となります。

○交付申請及び実績報告は**委託元の事業所を運営する法人**から申請、報告してください。

○交付申請の際は、通常書類に加え、**委託契約書の写し、委託先の給与規程（手当に関する記載を追記）**をご提出いただき、「就業規則又は給与規程等一覧」の就業規則等名称欄に、「〇〇規則（委託事業者分）」と記載してください。

○実績報告の際は、通常書類に加え、**委託先の賃金台帳**等をご提出ください。

